

WEBセミナー

3.24

13:30-14:45

法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限（令和5年3月31日）が間近に迫る。本税制の活用で自社株式を承継する際の税負担は実質的にゼロとなるため、円滑な株式承継を進められる効果が期待できる。しかし、そこにはもちろん留意事項もある。また、すぐには事業承継ができない場合や後継者がいない場合はどうすべきか。本セミナーでは税制の全体像・適用のポイント・留意事項、および自社に適した事業承継をどう選択すべきかを、あいわ税理士法人宮間氏が解説する。

事業承継

新事業承継税制の提出期限まで残り1年、活用すべきか否か。

会社・後継者・従業員、全者がWinになる選択とは？

3つの選択肢

お申込み

※右のQRコードからお申し込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/230324>



あいわ税理士法人
パートナー／税理士

宮間 祐介氏



お申込み ※右のQRコードからもお申込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/230324>



新事業承継税制活用のポイント

～期限まであと1年!!特例措置の適用に向けた最終確認～

法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限（2024年3月31日）が間近に迫っています。本税制は自社の株式を先代経営者等から贈与又は相続等により取得した場合において一定の要件を充足するときは、当該取得に係る贈与税又は相続税の納税が猶予され、最終的に免除される画期的な税制措置です。本税制を活用すれば、先代経営者等から後継者に自社株式を承継する際の税負担は実質的にゼロとなるため、時価総額が相対的に大きい非上場会社においては、税金の負担に悩まされることなく円滑に株式承継を進められる効果が期待されます。

本税制の適用を僅かでも検討されている経営者においては、早急に特例承継計画を提出できる環境を整備し、2024年3月31日までに当該計画の提出を済ませることが必須になります。

本セミナーでは税制の全体像を改めて確認するとともに、適用に向けたポイントと留意事項を簡潔に解説致します。

①事業承継の3類型

- └親族内で5年内承継・・・新事業承継税制の適用
- └親族内で5年超承継・・・従来通りの事業承継（株価引き下げ、株式集約、納税資金準備）
- └親族内後継者なし・・・M&Aによる会社売却

②新事業承継税制とは？

③1年延長！税制の活用の現状

④新事業承継税制の適用ポイントと留意事項

⑤自社は新事業承継税制を利用すべき・しないべき？事例のご紹介

Q&A

ご参加の方のご質問にお答えいたします。

ご質問はお申し込み時のアンケートまたはZoomのQ&Aよりお願いいたします。

※内容やお時間の都合により、すべてのご質問にお答えできない可能性がございます。

ご了承くださいませ。



宮間 祐介氏

あいわ税理士法人 パートナー／税理士

個人会計事務所、辻・本郷税理士法人を経て現職に就く。

社団・財団プラクティス・グループのリーダーを務める。

上場企業、上場準備企業への税務コンサルティングを中心に、IPO支援、組織再編スキームの立案実行支援、連結納税、ホールディング化支援、税務デューデリジェンス、株価算定、相続・事業承継対策、各種セミナー講師など、幅広い業務に従事。

事業承継、3つの選択肢

日時	2023年3月24日（金）13:30～14:45（13:15からアクセス可）
定員	500名（参加費無料／事前登録制）
対象	事業承継をご予定・検討中の経営者、経営幹部、ご親族の方 等
共催	あいわ税理士法人／株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO／宝印刷株式会社／株式会社オービックビジネスコンサルタント
お問い合わせ	株式会社オービックビジネスコンサルタント 坂本／本澤 mail： obc-as@obc.co.jp （9:00～17:00 土日祝祭日を除く）

※ 講師・共催企業と同業の方、個人の方はお申込みをお断りする場合がございます。

※ 講師・講演内容は予告なく変更になる可能性がございます。